

新旧対照表

○神奈川県看護師等修学資金貸付条例施行規則

新	旧
(指定施設)	(指定施設)
第12条 条例第9条第1号に規定する施設は、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。	第12条 条例第9条第1号に規定する施設は、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に規定する <u>こども家庭センター</u>	(5) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に規定する <u>母子健康包括支援センター</u>
(6) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関	(6) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
(7)～(15) (略)	(7)～(15) (略)
(特定施設等)	(特定施設等)
第13条 条例第9条第2号本文に規定する施設は、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。	第13条 条例第9条第2号本文に規定する施設は、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) 母子保健法第22条第1項に規定する <u>こども家庭センター</u> (助産師の業務に従事したときに限る。)	(6) 母子保健法第22条第1項に規定する <u>母子健康包括支援センター</u> (助産師の業務に従事したときに限る。)
(7) 児童福祉法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関	(7) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
(8)～(11) (略)	(8)～(11) (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
(債務の裁量免除の額)	(債務の裁量免除の額)
第14条 条例第10条第1号に該当する場合の免除することができる債務の額は、次の算式により計算して得た額とする。	第14条 条例第10条第1号に該当する場合の免除することができる債務の額は、次の算式により計算して得た額とする。
$\text{返還すべき額} \times \frac{\text{業務に従事した期間}}{\left(\text{貸付けを受けた期間 (24月に満たないときは、24月とする。)} \times \frac{5}{2} \right)}$	$\text{返還すべき額} \times \frac{\text{業務に従事した期間}}{\left(\text{貸付けを受けた期間} \times \frac{5}{2} \right)}$
2 保健師修学資金の貸付けを受けた者が条例第10条第1号に該当する場合の免除することができる債務の額は、前項の規定にかかわらず、その者の業務に従事した期間を次の各号に掲げる期間に区分して当該各号に定めるところにより計算して得た額の合計額とする。	2 保健師修学資金の貸付けを受けた者が条例第10条第1号に該当する場合の免除することができる債務の額は、前項の規定にかかわらず、その者の業務に従事した期間を次の各号に掲げる期間に区分して当該各号に定めるところにより計算して得た額の合計額とする。

新	旧
<p>(1) 県内の地方公共団体における保健師の業務に従事した期間</p> $\text{返還すべき額} \times \left(\frac{\text{当該業務に従事した期間}}{\text{貸付けを受けた期間 (24月に満たないときは、24月とする。)} \times \frac{5}{2}} \right)$	<p>(1) 県内の地方公共団体における保健師の業務に従事した期間</p> $\text{返還すべき額} \times \frac{\text{当該業務に従事した期間}}{\text{貸付けを受けた期間} \times \frac{5}{2}}$
<p>(2) 前号に掲げる業務以外の業務に従事した期間 (条例第4条第1項第1号の表中の区分に応じた金額(月額) × 貸付けを受けた期間) ×</p> $\left(\frac{\text{当該業務に従事した期間}}{\text{貸付けを受けた期間 (24月に満たないときは、24月とする。)} \times \frac{5}{2}} \right)$	<p>(2) 前号に掲げる業務以外の業務に従事した期間 (条例第4条第1項第1号の表中の区分に応じた金額(月額) × 貸付けを受けた期間) ×</p> $\frac{\text{当該業務に従事した期間}}{\text{貸付けを受けた期間} \times \frac{5}{2}}$
<p>3 条例第10条第2号に該当する場合の免除することができる債務の額は、その者の業務に従事した期間を次の各号に掲げる期間に区分して当該各号に定めるところにより計算して得た額の合計額とする。</p>	<p>3 条例第10条第2号に該当する場合の免除することができる債務の額は、その者の業務に従事した期間を次の各号に掲げる期間に区分して当該各号に定めるところにより計算して得た額の合計額とする。</p>
<p>(1) 県内の地方公共団体における保健師の業務に従事した期間 ((条例第4条第1項第3号に定める保健師修学資金の月額—条例第4条第1項第1号の表中の区分に応じた金額(月額)) × 貸付けを受けた期間)</p> $\times \left(\frac{\text{当該業務に従事した期間}}{\text{貸付けを受けた期間 (24月に満たないときは、24月とする。)} \times \frac{5}{2}} \right)$	<p>(1) 県内の地方公共団体における保健師の業務に従事した期間 ((条例第4条第1項第3号に定める保健師修学資金の月額—条例第4条第1項第1号の表中の区分に応じた金額(月額)) × 貸付けを受けた期間)</p> $\times \frac{\text{当該業務に従事した期間}}{\text{貸付けを受けた期間} \times \frac{5}{2}}$
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>4 前3項の場合において、返還すべき額、(条例第4条第1項第1号の表中の区分に応じた金額(月額) × 貸付けを受けた期間) 又は ((条例第4条第1項第3号に定める保健師修学資金の月額—条例第4条第1項第1号の表中の区分に応じた金額(月額)) × 貸付けを受けた期間) に乗ずる数値が1を超えるときは1とする。</p>	<p>4 前3項の場合において、<u>貸付けを受けた期間が24月に満たないときは24月とし</u>、返還すべき額、(条例第4条第1項第1号の表中の区分に応じた金額(月額) × 貸付けを受けた期間) 又は ((条例第4条第1項第3号に定める保健師修学資金の月額—条例第4条第1項第1号の表中の区分に応じた金額(月額)) × 貸付けを受けた期間) に乗ずる数値が1を超えるときは1とする。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>